

平成20年度第4回

八王子市市史編さん審議会

日 時：平成20年12月8日(月)
午後1時30分から

場 所：八王子市生涯学習センター
第5学習室

【次 第】

- 1 . 開会
- 2 . 基本構想及び編集方針について
- 3 . その他
- 4 . 閉会

平成 2 0 年 度 第 4 回
八王子市市史編さん審議会
平成 2 0 年 1 2 月 8 日

(配 付 資 料 一 覧)

1 . 審 議 関 係 資 料

資 料 1 八王子市史編さんの基本構想及び編集方針について (答
申)(案)

資料 1

八王子市史編さんの基本構想及び編集方針について（答申）（案）

1. はじめに

八王子市は、大正 6 年の市制施行以来、平成 28 年度に市制 100 周年を迎える予定です。これを機に、八王子市は新たな市史を編さんすることとなりました。

八王子市は、昭和 38 年から昭和 43 年にかけて、『八王子市史』（上巻、下巻、附編）を刊行しましたが、それから約 40 年が経過し、この間、自然や社会は大きな変貌を遂げてきました。市制 100 周年の機会に、改めて八王子の自然や歴史、伝統文化を見直し、これからの八王子市の発展につながる新たな市史を編さんすることは、大変に意義のあることと考えます。

新たな市史の編さんにあたっては、八王子市の市政運営の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」に示されたまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が共生し、誰もが生き生き生きるまち」を踏まえて、市民とともに事業を推進していくことが重要です。

以下に示した基本的な考え方に基づき、市史編さんのための基本構想及び編集方針を策定し、後世の市民に誇れる市史が編さんされることを望みます。

2. 編さんの目的について

市史編さんは以下の目的に沿って行うことが望ましいと考えます。

- (1) 市制 100 周年を記念し、広い視野から八王子の歴史を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てること。
- (2) 八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資すること。
- (3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図ること。

3. 編さんの方針について

市史編さんは、以下の基本的な方針に基づき行うことが望ましいと考えます。

- (1) 昭和 38 年から 43 年にかけて刊行された、既刊の『八王子市史』を参考としながらも、その後の学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 昭和 60 年から平成 4 年にかけて刊行された『八王子の空襲と戦災の記録』『八王子市議会史』『八王子千人同心史』が対象とした分野については、

その成果を生かしながら、必要に応じ取り扱う。

- (3) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く取り入れるほか、DVD等のニューメディア活用も考慮して、市民が親しみやすい市史を編さんする。
- (6) 政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (7) 八王子の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (8) 資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図る等の施策を検討し、適正に保存、管理するとともに、広く市民に公開して活用を図る。

4. 市民協働について

市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、以下の方針により市民協働を進めることが望ましいと考えます。

- (1) 大学や地域、市民と協働し、地域の歴史を掘り起こすことにつとめる。
- (2) 市民によるボランティアの活用を図るなど、市民参加、参画の機会の拡大につとめる。
- (3) 地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及につとめるとともに、次世代に向けた人材育成を図る。

5. 市史の内容、構成について

- (1) 市史は、本編及び資料編で構成し、以下のような内容で14冊程度に編さんすることが適切と考えます。
 - ア. 本編は6巻8冊(「原始・古代」「中世」「近世(上・下)」「近現代(上・下)」「自然」「民俗」とし、時代区分及び主な内容は別表1のとおりとします。
 - イ. 資料編は6冊(「原始・古代」「中世」「近世1」「近世2」「近現代1」「近現代2」とします。
 - ウ. 市内に残された文化遺産や美術工芸品についても、市史本編の記述に生かすよう配慮する必要があります。
- (2) 市史の発行部数、有償、無償の別などについては、発行の都度、別に定

めることが適切と考えます。

6. 編さん期間及び刊行計画について

- (1) 市史編さんの期間は、八王子市が市制 100 周年を迎える平成 28 年度までとすることが適切と考えます。
- (2) 市史本編及び資料編の刊行計画は、別表 2 のとおりとすることが適切と考えますが、編集委員会における議論を十分に踏まえるとともに、資料の収集状況等も勘案し、約 3 年後を目途に見直しを図る必要があります。

7. 頒布方法について

市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようつとめることが望ましいと考えます。

8. 付帯事業について

- (1) 付帯事業として、編さん事業の市民への普及を図るための「市史研究」「市史編さん室だより」、市史本編及び資料編を補完するための「資料目録」「調査報告書」などを刊行することが適切と考えます。
- (2) 市史の市民への普及を図るため、市史刊行後できるだけ早い時期に、写真や図版を中心に編集した市史ダイジェスト版や歴史年表などの刊行を検討する必要があると考えます。

9. 市史編さん組織について

- (1) 市史編さんにあたっては、市史各巻の内容や具体的な編集方針など、市史編集に関する重要で専門的な事項について検討する市史編集委員会、資料調査及び執筆を行う専門部会を設置し、編さん事業を進めていくことが適切と考えます。
- (2) 郷土史研究者等、八王子の自然や歴史に関して深い学識を有する方々から、編さん事業についての指導、助言や連携を得られるような、開かれた組織体制を取ることも考慮すべきと考えます。

別表1 本編の構成と主な内容

構成	時代区分及び主な内容
第1巻「原始・古代」	先土器時代から平安時代まで
第2巻「中世」	鎌倉時代から戦国時代まで
第3巻「近世」(上・下)	江戸時代
第4巻「近現代」(上・下)	明治維新から現代まで
第5巻「自然」	環境、地質、動植物、気象など
第6巻「民俗」	まつり、人の一生、民俗信仰、生業、近隣組織、民俗芸能など

別表2 刊行計画

内容		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本編	第1巻「原始・古代」	資料収集・調査・分析				→				
	第2巻「中世」		〃				→			
	第3巻「近世」(上)		〃				→			
	〃 「近世」(下)		〃					→		
	第4巻「近現代」(上)		〃					→		
	〃 「近現代」(下)		〃						→	
	第5巻「自然」		〃			→				
	第6巻「民俗」		〃						→	
資料編	1「原始・古代」		〃	→						
	2「中世」		〃			→				
	3「近世1」		〃		→					
	4「近世2」		〃				→			
	5「近現代1」		〃	→						
	6「近現代2」		〃			→				